

石川県木材産業強化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、石川県木材産業強化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、令和6年能登半島地震の復興等の建築物需要に石川県産材（以下「県産材」という。）を積極的に使ってもらえるよう、能登地域をはじめとした製材業者及び木材流通業者（以下「木材産業関係者」という。）による県産材の供給体制を強化することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、木材加工の先進事例の共有のほか、生産・加工の効率化や収益向上に向けた方策の検討を行う。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益社団法人石川県木材産業振興協会
- (2) 石川県内の木材産業関係者
- (3) 石川県農林水産部森林管理課
- (4) その他、協議会において認められたもの

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(役員の手当)

第7条 協議会の委員は、無報酬とする。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議)

第9条 会議は、必要に応じて随時開催し、会長が会員を招集する。

- 2 会議においては、会長が議長となる。会長が欠席の場合は副会長が議長となる。
- 3 会議は、会員の2分の1以上の出席で成立する。
- 4 その他の必要な事項はその都度協議会において定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を行うため、公益社団法人石川県木材産業振興協会内に事務局を置く。

附則

- (1) この規約は、協議会設立の日（令和6年7月9日）から施行する。